

来の目的である公共の福祉という点もこれは当然のこととして勿論重視しなければならぬわけでございますが、従来開削されておりました企業の経済性を発揮するという点を特に取上げて規定をいたしているわけでございます。併しながら地方公営企業といたしましては、本来的には公共の福祉増進というこのために地方公共団体があるのでございますから、この目的をはずれては企業の経済性というものはあり得ないのであります。それでかような公共の福祉という一方の大原則を考えつつ企業の経済性も発揮するという点を強調したわけであります。

○若木勝藏君　その次は第二章の管理者の設置のところであつたのでありますが、地方公共団体の一般会計のほうには監査委員というものがあつて、監査委員制度があるのでありますが、この企業経営についてはそういう点はどういうふうになつておられますか。

○政府委員（鈴木俊一君） 監査委員の権限につきましては、御指摘のように企業の能率性といえますか、効率性というものを監査するというようなことは、最も重要な監査委員の職責として

ものも十分に批判の対象になり水準を高めることができるというふうに考えるわけであります。

○若木勝藏君　そうしますと、その地方公企業の監査委員というものはどういうふうにして設置されるか、どこかその規定にあるのですか。

○政府委員(鈴木俊一君) これは地方自治法に監査委員の組織権限その他が規定されておるわけでございますが、その地方自治法の本法によりまして、地方公営企業も地方公共団体の経営す

る企業でございますから、当然に監査委員の権限が及ぶということになるわけであります。監査委員の選任の方法は地方自治法の中に百九十五條であります、都府県にあつては四人、市

町村にあつては二人というのが原則であります、これを長が議会の同意を得て半数は議員の中から、半数は学識経験者の中から選ぶことになつておるわけであります。

○若木勝藏君、そうすると一般会計の
監査委員がこの企業体の監査委員に当
る、こういうことになるわけですね。
○政府委員(鈴木俊一君) その通りで
ございます。

○若木勝藏君　それでは第八條の管理者の地位及び権限に關係して来るかと思ふのでありますが、この地方公営企業法案におきましては、労組が交渉して労働協約を結ぶことができるよう

に關係法規の中にあるようであり、また、その労組の交渉の相手が誰になるのか、公共団体の長になるのか、管理者になるのか、その点を伺いたいと思います。

○政府委員（鈴木俊一君） この労働協約の相手方でございます、これはその

結ぶというふうに明確にいたしまして、反面それ以外の問題については長が協約の相手方になるということを明らかにしたわけでございまして、政府としてもこの修正については同意をいたしておる次第でございます。

○若木勝藏君　そうしますと管理者が交渉の相手にもなるし、又長が交渉の相手にもなる。長が交渉の相手になるという場合は、今一例を申されましたが、そのほかに何かありますか。

○政府委員(鈴木俊一君) 今予算の關連のことでは申し上げましたが、例えば條例に抵触するような労働協約というものとに相成りますと、條例の発案権を保持しておりますのは長でございますので、従つて長との間において協約を結ぶということになるわけでございます。

○若木勝藏君 大体そういうふうなと
とで了承いたしました。

○中田吉雄君 連合委員会に欠席しま
したので重複するかと思うのですが、
次長のほうから頂きました資料を見ま

しても、世界各国で公営企業を持つてゐるようですが、その公営企業と労働関係諸法との関係がはつきりしていないようですが、諸外国でもやはり只今立法されているように公営企業に關す

る労働の特別立法によつて律しているのですか。そういう事情がわかりましたら一つお述べ願いたい。

○政府委員(鈴木俊一君) 公営企業に従事いたしております職員の労働関係

係がありますが、それにつきましては一般の労働組合或いは労働関係調整法といえますか、さような一般の労働者と同じような建前をとつている所もあると思ひますが、例えば非常に有名

はつきりしないのですが、イギリスなどはどうですか。やはり特別の立法によつて律しているのですか。大体日本のような労働組合一般の適用をしているのですか。そういう関係はどうですか。

○政府委員(佐久間重君) イギリスの事情は詳細には承知いたしておりませんが、私ども聞いておりますところでは特別な立法はない、一般の立法がそ

すか。
○政府委員(佐久間遷君) イギリスの事情は詳細には承知いたしておりますませんが、私ども聞いておりますところでは特別な立法はない、一般の立法がそ

のまま適用になつてゐる。ただ細部の点につきましても、公務員につきましてもそれは、公務員の各種類ごとの全国的の連合組織と地方団体の連合組織との間の一種の協定によりまして、お互いに折衝した譲り合つた線で双方ともそれを守つて行くというふうなことで、現在地方公務員法に細部の規定が設けられております。その勤務条件に關することは、大体双方の話し合ひで協定で定められてゐるというふうなことに聞いております。

○中田吉雄君 私この点非常に問題で、公共性ということによつてその従事者がやはり特別な労働立法によつて不当に労働者の持つ基本権が制約されるということは非常に重大だと思ひますが、この点は今回間に合ひませんが、申上げませんが、私はやはり大労働関係諸法を適用すれば間に合ふと思ひますが、その点は私は私見にわたりますから抜きまして、二十三條について特別利息を付けられます立上上の趣旨をお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(鈴木俊一君) 地方公営企業の経営につきましても、考え方によればドイツなりオーストリーのような方式のごとく公私共同の経営形態即ち地方団体が資本の半額なり一部なりを出資いたしまして、更に民間の資本をそれに加えて、そういう形で地方公営企業を経営するとかいうような形もあるわけでありまして、更に進んでは今の国の場合の公社組織或いは公団組織と同じように全額地方公共団体の出資というふうな方式で、その公団なり公社をして経営に当らしめるということとも考えられないわけではないのであります。そういうふうな一般の民間資

本の参加を求める方式、或いは地方団体の資本であり得るけれども、民間資本の間に伍して十分企業的に経営できるような企業経営組織というものを考えられるわけでございますが、この地方公営企業法案におきましてはさうな方式をとりませんで、地方公共団体が直営する方式、普通の直営方式を規定してあるわけでありまして、地方公共団体の本質から申しますならば、地方公共団体自体がやはりさうな住民の福祉になるようなサービスを提供するということとは本来の性質であるわけでございますから、若しもさうな企業経営に地方公共団体の現行の組織なり制度なりが不適当である、経済性、企業性の点において十分な点があるということであるならば、その点を改善いたしまして、地方公共団体の直営の組織、経営方式におきましても十分合理的な企業運営のできるようにすべきであるというの

が、地方公共企業法案の考え方であるわけでございます。そういうふうな地方公営企業を地方公共団体が直接経営するといふ方式をとつておられますけれども、併しながら起債という方式に限らないで、民間の株式投資と同じような性格の資本を地方公営企業の経営に吸収して行くということを考へてもいいのではないかと、そういうふうな考へて参りますと、大体株式と同じような方式の、即ち償還について期限を定めぬ無期永遠公債と申しまするか、永久公債と申しまするか、さうな姿のもの一つ考へていいのじやないか。この点は昭和の初頭から東京市調査会等におきましても、かような永久公債の方式が地方公共団体の企業経営の方式の中にとり入れられて然るべきであらうという考へ方があるわけでありまして、今回の案に

つたわけでございます。今回の案におきましてはさうなものをとり入れたわけでありまして、要するにかうなもの一般起債市場において、或いは株式市場において如何ような地位を與えられますか、これはもつぱら今後の経済界の動きによつてきまると思ふのでございますが、併し今申し上げましたような趣旨でこのような制度を考へた次第でございます。

○中田吉雄君 そうしますとこれは償還期限を定めぬ永久債のような性格を持たせることに對する報償のようなものですか、或いは民間資本を導入するといふような両方含まれてゐるのですか。その關係について。

○政府委員(鈴木俊一君) これは民間の株式に對する配当といふような意味で、一般の地方債よりは若干有利な形、さりとて一般の株式よりは若干緩和された形、まあその辺が實際どのやうな利息になりますかかわりませんけれども、そういうふうな考へ方でございます。

○中田吉雄君 そういうふうなことが、公営企業を拂下げたりいふような關係で民間に移されて行くといふような各府県でそういう例はありませんか。公営企業で非常に採算性がいいとかいうやうな關係で、一応公共団体が多大の出資をしておいて、そういうやうなことの熱心といふますか、誘惑の材料なんかにはなりませんか。

○政府委員(鈴木俊一君) 地方公営企業を例へば民間に委託経営する、或いは民間の会社に譲渡するといふことは、方式として考えられないことはないわけでございますが、むしろ地方公共団体としては経営成績のいいものはこれを手放したくないわけでございます。まして、赤字経営のやうなやうなやうなやつについてそういうことがむしろ考へられると思ふのでございますが、實際の例は殆んど聞いてないのではありません。併し又同時に地方自治法上はさうな地方公営企業、独占的性質を有する地方公営企業を譲り渡す場合には、住民投票を必要とするとか、或いは議会の議決でも特別に多数決、四分の三以上の多数決を要するといふやうな制約がございまして、さうな制度面から委託経営、譲渡といふやうなことは相當困難になつておるわけでありまして。

○中田吉雄君 もう一つ第三十七條の職階制なんです、公営企業の一層の大きな欠点は、まあお役所仕事といひますか、公共性の枠内における能率化といふやうな制約のためですか、非常に民間会社、民間企業に比べて能率が上らないといふのがまあ一般の聲でござい、だん／＼世の中が進むに従つて公営企業のようなものがあつて關係にあると思ふのですが、この職階制といふものは企業が官僚化して能率の増進といひますか、さういふことの大きな障害になるものにはなりませんか。給與その他の第三十八條或いは人事院の勧告等に基いて作らるゝ／＼な内部的な職階制の調整で十分防げと思はれますか。非常に民間企業よりかロスが多い、採算が合わないといふやうなことがいわれるのですが、とにかく職階制との關係についてお伺ひいたしませう。

○政府委員(鈴木俊一君) この職階制といひますか、アメリカに主として發達したやうな近代的人事行政の管理方式でございまして、これは御承知のやうにアメリカのいわば非常に機械的な企業経営の人事管理方式として、職員の採用なり或いは職員の管理なりについて採用され、まあさうな面におきまして一番よくあてはまるものであらうと思ふのであります。それをいわけるとスポイル・システムの排除といふやうな方向において、国家公務員の人事管理の中に或いは地方公務員の人事管理の中に導入されて来たわけでございますが、併しながらその近代的人事管理の生れ故郷であるかやうな企業経営の面においてこそ職階制といふやうなものが一番よくあてはまるのではないかと、さういふ考へておるわけでございます。これによつて能率の發揮を促すといふやうなことはないのであるかと、むしろかやうな科学的な管理方式を巧みに採用することによつてこそ企業の能率が上がるのではないかと、さういふ考へておるわけでございます。

○中田吉雄君 アメリカのフォード・システムといひますか、ああいうコンダクター・システムといひますか、極めて流れ作業のやうな近代化したものでしたならば、さういふ今御説明のやうなことが非常に合理的に適用できるのではないかと、さういふ高

まして、協約を結ぶわけには行かないのでありますが、その内容について賛成をしておるという場合に、その協約の内容が先ほど来申し上げるような内容に、管理者の権限の範囲内に属する事項、即ち予算で申せば予算上可能であるとか、或いは弾力性のある範囲に入る程度のベース・アップの問題ということでありますならば、これは管理者がその相手方になりますし、又長はそれを超えたものについて、管理者の権限に属しないものについては、一般的に地方公共団体の執行機関でございまして、そういう意味から長に協約の締結権があると思ひます。殊に先ほど来申し上げました八條、九條の關係からいたしまして、その点は明らかであると思ひます。

○原虎一君 この点は非常に問題じやないかと思ひます。管理者が団体協約を結ぶ範囲をきめて、労働協約というものは管理者と職員との間に結ばれる、併し管理者があるところにおいては、管理者の権限以外のものは長が結ばなきゃならぬという條文がない場合において、それに應ずるところの長に責任はないじやないですか。これは非常に私は今の御説明では明確を欠く處がある。殊に衆議院が第九條第十三号を明確に管理者の権限だけのものとするというにされたと言へば、それならば逆にこれであるならば、労働協約は、管理者のあるところは管理者と職員とでやるのであつて、長とはしないという解釈もできるのじやないですか。その長とはしないというところが言えない條文はどこにもないじやないですか。この点はその解釈が両方にできるのでは將來問題が起きやしないか。

○政府委員(鈴木俊一君) この地方公共団体の地方公営企業の経営権というものは、若し管理者を置かず、要するに地方公営企業という方式をとらない限りは、全部長の執行権限に属するのであります。そういう長の執行権限の中で、特に管理者の権限として八條、九條に抜き出して書いてあるわけでありまして、この抜き出された事項以外のものは、地方自治法の一一般原則から申しまして、執行機関の責任者である長の権限に当然に属するわけでありまして、殊にその点衆議院のほうで「その権限の範囲内において労働協約を結ぶこと」、これが管理者の権限、こういうことになりまして、労働協約については、それ以外の労働協約を結ぶというところは、これは当然本則に帰つて長の権限だということになるわけでありまして。

○原虎一君 それで大体明確になりましたが、もう一つはこの前質問いたしました第二條二項の「地方公共団体は、政令で定める基準に従ひ、條例で定めるところにより、地方公共団体の経営する地方公営企業以外の企業に、この法律の規定の全部又は一部を適用することができ」とありまして、この「政令で定める基準に従ひ」という、その政令の何か腹案がありますればお示し願ひたいとお願ひしておいたのです。

それからもう一つは、二項において第一項にありますが指定された事業に従事する従業員の数より少いから、これを公共企業体にするというところは、きないようにならねば、数が少くても地方公共団体の意思によつてできるようにしたら何らかの弊害があるか、その点をもう一度伺ひたいのであります。

○政府委員(長野士郎君) 最初の二條の二項につきまして、「政令で定める基準」というその政令が何かというお尋ねが、この前あつたわけでございますが、只今考えておりますところでは、この前次長からお答え申し上げましたように、地方公営企業以外の企業につきましてこの法律の規定の全部又は一部を地方団体が條例で適用することができ、このことになつておりますが、この全部又は一部というものが、この政令で基準を定めることにしておるものであります。大体そういうふうな考へております。と申しますのは、この中の財務なり組織なりの或る特定の條項だけを抜いて適用するというようなことにはいたしません、全体として適用します政令の要綱で、例えば總則と組織の章、財務の章及び附則に關する規定を適用する、一部の場合にはそういうふうな適用して行く。或いは組織は別にいたしまして、總則と財務と附則に關する規定を適用して行く。こういうふうな二つのタイプを考へておるわけでありまして。

それからもう一つは、政令でこのような基準を定めますのは、公営企業以外の企業に法律の全部又は一部を適用すると申しまして、どのような範圍を適用するかということにつきましては、要らざる誤解を生ずる虞れがないようにいたしますために、一応のスタンダードをきめたい、このような考へ方でありまして。

○原虎一君 第二のほうの質問ですが、ね、私のお尋ねしたのは、第二條一項

で示しております事業は、例えば水道事業は五十人以上でなければならぬ。併しそれは地方自治団体が三十人以上でも適用するといふような場合に、これはできないのであるかどうかということをお尋ねしておるわけでありまして。

○政府委員(長野士郎君) 只今の五十人以上ではなくして三十人以上の場合には、これは勿論二項によりまして、條例で全部の規定を適用するといふことを地方団体ができなければ当然に適用になるわけでありまして、一部を適用する場合のことが政令でどのような基準で、一部といふのはどのようなものが適用になるのかという点を考へておるわけでありまして。

○原虎一君 そういたしますと、第二條一項は、これは事業に従事する従業員の数によつて、この表以上の従業員が従事する事業には強制的にこの適用を受けなきゃならぬ。その人数以下は別な規定を適用して行く。或いは組織に關する規定を適用して行く。こういうふうな二つのタイプを考へておるわけでありまして。

○政府委員(長野士郎君) 大体お話を通りでございまして。と申しますのは、全部の場合には政令で定める基準というものは、現在のところじや全部の適用については基準をまだ考へておりませんので、それにつきましては政令にかかわりなく條例で定めれば適用になるのであります。

○原虎一君 そうです、簡単に地方公共団体が條例で定めるとすればやれるということになるわけですね。

○政府委員(長野士郎君) その通りでございまして。

○原虎一君 もう一つ伺ひますが、人

数を、例えば軌道事業を百人とありますのを、これを七十人以上というふうな定める場合、要するに従業員の人数をこの数に定めたという考へえの基準、基本はどこにあるわけでありまして。

○政府委員(長野士郎君) この点につきましては、先ほど次長でほかの委員のかたの御質問に對しまして、お話を申し上げたいと思ひますが、現在この二條の一項に掲げられております基準によりまして、大体人口十万人と先ほど申し上げたと思ひますが、七、八万程度、それ以上の地方団体が行つておりますところの企業に当然適用になる予定と考へております。で例へば従業員で申しますと、全体で六万七千くらいおるものであります。その中での法律が当然適用になりますものが、五万四千くらいのものであります。その法律の施行と共に同時に適用になる、そういう適用の幅でございまして。と申しますのは、相当規模が大きな企業につきましては、この地方公営企業法が当然全部適用になるようにいたしておるものでございまして、これは先ほど御説明がございましたように、企業によりまして組織なり企業会計方式なり、減価償却でありますとか、貸借対照表でありますとか、損益計算でありますとかいうような企業会計方式を取入れますにつきましては相当な熟練なり経験を要するわけでございますので、差當つて直ちに適用になりますものはこの程度の規模の企業であり、且つその程度の規模の地方団体であることが適當であるといふように考へたわけでありまして。それ以下の企業或いはそれ以外の企業につきましては、先ほどお話し申し上げましたごとく、第二項によりまして地

方団体が條例で定めますれば当然適用されて参るわけであります。

○委員長(西郷吉之助君) その他に御質疑ございませんか。……それでは御質疑は盡きたものと認めて御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(西郷吉之助君) 御異議ないものと認めます。それではこれより討論に入ります。御意見のおありのかたはそれ／＼賛否を明らかにしてお述べを願います。なお修正意見等がございましたらば討論中にその発言を願います。

○若木勝藏君 討論、採決に入る前に
私ちよつと今考えたのですが、議事につ
いて疑義があるのです。それはこのの
法案で最も重要な企業職員的身分取扱
採決関係法がまだ成立してお
らないのです。でそれが如何ように修
正されるかも知れないし、或いは成立
しないかも知れない。そういうことは
その内容の如何によつてこの法案全体
に又関連して来る向きがあるのじやな
いかと思う。そういうことを今考えた
のでありますが、これは法的に見まし
てそういうことを抜きにして、一体こ
の法案の採決を先にやる事ができる
ものかどうか、これに対して疑問を提
つておるのであります。如何よろな
のですか。

○委員長(西郷吉之助君) その御意見はよく私もわかりますが、ただこの法案の関連の労働関係法は私のほうでなく、御承知の労働委員会にかかつてお

りますので、その点は必ずしも向うが通らなければこの採決ができないというふうな法的なあれはないと思うのであります。ただ向うの内容が変化するかも知れないということは十分考えておきます。

○若木勝藏君　その点私はその疑義が法的に、或いは慣例などによつてはつきりするのであれば、それで異議はないのありますが、ただ私をういう疑問を持つたのでありますが、皆様がたの、お考えもあると思いますが……。

○委員長(西郷吉之助君) 只今のことは私もよくわかりませんが、原さんなんかどうお考えになるか、御意見をよく承わりたいと思いますが、この点は地方公営企業の労働関係は労働委員会で審議しておりますから、向うの内容が変化するということはあり得ると思いますが、そのためにこちらのほうがこの法案をいじらなくちゃならんというようなことはないのではないかと私は思っておりますので、それでこれを先に採決してもいいのではないかと思います。その点につきまして皆様がたの、各位の御意見を一つ。

○中田吉雄君 委員長の申されたことも御尤もですが、ただ衆議院の審議の

経過を見ますと、やはり公営企業労働関係のほうが通つてからやはりこれをやつているのです。尤もこちらではあの法律が更によくなることはあつても悪くなるような修正はまあないといふことはわかりますが、或いはひよつとすると私の言つたようにあれが通つて、又もう一遍これを修正しなければならんことが起るかも知れないといふことはあるのじゃないかと思ひます。が、私なんかとしてもまあ余りこれに

は異議がないのですが、ただ併し上つたことにしてもまえばどうかという問題なんで、労働関係法が通つて、その規定のためにわざ／＼もう一遍修正せねば、必然的にやらねばならんということに……。

○委員長(西郷吉之助君) 今の点ですね、若木さんの御意見も私よくわかりますが、ただ労働関係法はあの関係法のはかに二つあるのでございまして、なか／＼重要法案と思いますから、本会議で採決が出るのはなか／＼遅いのだと

ろうと思ひます。それで決定的に考えますと、こちらの本会議が通らないと最良の決定はないわけでございますから、そうしますとやはりいろんなこちらのほうの議事の運営のことから考えましても、それとやはり非常に見合せておりますと、こつちの委員会の採決といふものは非常にならずかしくなつて参りますし、そういう点もよくわかることとはわかりますけれども、こちらは別だ

やつてもそう何か重大なる支障は出て来ないのじやないかと大体考えておきます。若しそういう点で別段強くせよと主張なさるかがなければ、まあこの程度で一つ上げて頂きたいと思ひます。

○若木勝蔵君 この取扱に対して委員長長さんのほうで然るべき一つの手続ありあを以て処せられるのであれば私は疑義はないです。

議してきめられたわけでございますが、こちらは逆にありますから、形式の問題でありますけれども、ちよつと疑義があるのです。ですから議事部等の意見をちよつと聴取されたほうが過ちがなくてよろしいと思います。

○委員長(西郷吉之助君) それではち

よつと速記をとめて下さい。
〔速記中止〕

○苦木勝藏君 簡單に申上ります。

の地方公営企業はこれほどちらかとい
うと、地方行政の事務というふうなこ

とよりも、民間企業に接近しておるものである。即ち勞調法に示されてあるところの公益事業と大差のないものである。従つて企業職員身分の取扱は、現業としてこれは取扱うのが本体でもらうと思う。ところがこれを一部を除いて地方公務員法の適用が大幅に認められるかどうか、こんな点に対しては私は非常に納得の行かないところがある。

○委員長(西郷吉之助君) 他に御発
もなければ討論は終局したものと認
議院の送付案に賛成するものでありま
す。以上です。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

と認めます。

それではこれより採決に入ります。

地方公営企業法案について採決いたします。念のためにお断りいたします。この衆議院送付案は修正議決案でございます。地方公営企業法案について衆議院送付案の通り可決することと賛成の諸君の挙手をお願いいたします。

○委員長(西郷吉之助君) 全会一致と
認めます。よつて本法案は衆議院送付

案通り修正議決することに決定いたしました。

なお本会議における委員長の口頭報告の内容は、本院規則第四百條によらましてあらかじめ多数意見者の承認を経なければならぬことになつておられますが、これは委員長において本案の内容、本委員会における質疑応答の要旨、討論の要旨及び表決の結果を報告することとして御承認を願うことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長（西郷吉之助君） 御異議な

なお本院規則第七十二條によりまして、委員長が議院に提出する報告書つきまして多数意見者の署名を附することになつておりますから、本法案可とせられるかたは順次御署名を願います。

參差意見者舉名

堀	末治	中田	吉雄
石村	幸作	高橋	進太郎
岩澤	忠恭	宮田	重文

若木 勝蔵 原 虎一
館 哲二 林屋龜次郎

○委員長(西郷吉之助君) 御署名漏れはございませんか。御署名漏れはないと認めます。

それでは午前中はこれにて休憩いたします。

午後零時二十分休憩

午後二時四十分開会

○委員長(西郷吉之助君) それでは只今より委員会を開会いたします。

地方自治法の一部改正案につきまして、先般の質疑のときにおいでになりましたが、政府原案の五十六頁まで、一條からその間を全部御質疑をお願いいたします。

○中田吉雄君 自治法に入ります前にお尋ねいたしますが、参議院で修正いたしました地方税法の一部改正を衆議院に送付しているのですが、あれはどういうふうになりつつあるのでしょうか、いろいろ浮説が伝えられているのですけれども、若し委員長の方でおわかりでしたらお伺いしたいと思ひます。

○委員長(西郷吉之助君) 只今の問題は、こつちの採決後に衆議院における、参議院の修正点についてのいろいろなることを開きましたので、たび／＼向うへも、これは共同修正案で全会一致のものであるから、これを呑んでもらいたいということを再三言つておりますが、まだつきり向うが呑みません。至らないで、予算委員会でも何財源等について研究しているというふうなことを聞いておりますが、まだつきりいたしておりません。なおこの問題については岡野國務大臣から何か

御説明下さいませうか。衆議院の態度です。

○國務大臣(岡野清藏君) 私から、これは政府としてやございませんが、党としてやっている／＼研究しているのを申し上げますが、御承知の通り、あれは我々政府原案として出しましたものに對して、衆議院の修正、その修正は二種類に分れて、一つは財源措置のできていない入場税、遊興飲食税と、それからあの非課税の問題、これは国鉄と専売公社なんか課税しまして、そしてバランスが合つた修正ができておつたのでございます。それでそのほうは財源に影響いたしませんからやつてもいいということになつておつた修正案でございました。こちらへ参りました御修正になつたのは、その非課税の方面の財源が外されてしまつたものでございますから、その点において財源措置をしなければならぬ。

こういうので、そしてその財源措置を如何にするかということに、地財委といたしまして研究をいたしてありますし、又党としてしてもそれを研究しまして、そして私の考えをいたしましては、できるだけ、できるだけ修正になつておるのでございますから、この御趣旨を尊重いたしたい。尊重をいたしましてあの法案が早く結末が付くようにという方面に私は努力をして、この次第であります。併し只今のところでは一応は予算委員会でも財源措置を検討するということで、予算委員会の委員の連中が勉強しているわけでございます。

○中田吉雄君 岡野大臣の御答弁を聞きました、政府当局とされての苦衷に

もかわらず、参議院の立場を了として頂くのを大変感謝に堪えないのです

が、どうも巷間の浮説では、私の聞きました相當すべき筋の何によりまして、こちらの法案をどう／＼督促して可決させておいて、大体そういうふうにして、一応参議院から送付されたものを否決して両院協議会に持つて行く、そういう作戦があるというところを、同じ人でなしにかなり数多くの

人から聞くのですが、我々として二院制度の立場から、衆議院がどのようににされましても、それに対してとやかく言うべき筋ではないというふう

に思ふのですが、併しあの修正案が成立しますまでは、衆議院の立場も十分尊重し、そして委員長その他のものが事前に御了解も得たようなものから、こちらの法案をする／＼と通さ

して、法的に衆議院が優位であるのを、更にそういうふうにして持込まれるという虞れはないものでしょうか、委員長にお伺いするのですが、

○委員長(西郷吉之助君) 私も中田さんの言われる通りに、非常に急かれておりますので、それで地方税法の場合でも非常にこつち時間を短縮して早く、徴税の關係もあるからというので上げたのですが、非常に衆議院の態度が、私は殊に與黨も入つてのこちらの共同修正案でもあり、今言われたように向うの地方行政委員会の小委員長に事前に連絡しまして、御承知のごとく

向うの希望点を一応復活して、そして最終決定をしたのですから、ああいうふうな態度をとられたことに私も委員長として遺憾に思ひましたので、國務大臣その他にも再三御説明したのです

が、どうもやつぱり向うの納得の行くところまで行かないで今日に至つておりますので、今中田委員が言われたように、私はああいうふうな衆議院の態度であります、参議院の各委員会とも同じ気持ちで法案を早く上げて、衆議院の態度がああいうふうなところではベテンにかつたという気持ちを持つのではないかと。持たれてもやむを得ないと私も思ひますので、殊にこの委員には重要法案がたくさんかつておつて、今後相当努力を要すると思つた、ああいうようなことをして頂くのは、委員長としても非常に遺憾に思ひますので、再三参議院の總意に基

き共同修正案を尊重してもらいたい、而も向うの衆議院に事前に了解を得て

るのだ。それでそれはかかちあつた結果と理容業のあの点は長年研究した結果だから生かしてもらいたい、そうすればよろしいということでしたから、皆さんがたにお諮りしましてあれを無理に復活した。そういうようなこともございしますから、私は今後の参議院の法案の審議の運営の上から言つても、あの態度を早く改めて、そうしてやは

り全会一致のものは御尊重をして頂きたいと、かように思つておりますので、この点につきましては委員会での問題を取上げられましたから、委員長として岡野國務大臣に、その点は政府にも重ねて御注意願ひ、委員会の希望もお述べを願ひたい、さように思ひます。

○國務大臣(岡野清藏君) 只今の中田さんのお説に対しては私は少し異論がある。参議院で急かして一生懸命上げておるのを、そうするとそれを向うがひつくり返すという作戦が裏にあると

か何とかといふことは、どうも私自身として甚だ心外千万なものでござい

ます。と申しますのは、御承知の通りに我々といひましたのは、財源措置がなかつて改正されはしてもやり切れんのです。やり切れませんけれども、併し参議院の全会一致の御決議というものを尊重いたしまして、これはいろいろあれに對してもう一遍修正をしても

らいたたいというふうなことを衆議院側にあつたのを全部抑えまして、政府並びに地財委までも私も抑えまして、そうしてどうぞ一つ参議院のおつしや

の通りにして下さい、併し財源措置がないことは私も困りますし、地財委は勿論論議し、地方公共団体はなお更困ることですから、それだけは何とかできるだけしてもらいたいというので、手間取つておるのでございまして、私はその意味におきまして只今のお言葉に對しては甚だ失礼でござい

ますけれども、そういうふうな不誠意な態度は、党としても、政府としてもとつておりません。十分参議院を尊重いたしまして、できんことまでやらせつつあるといふこの苦衷をお察し願ひたいと存じます。

○中田吉雄君 私の聞きましたところによると、すでに衆議院の自由党の幹部のほうから参議院のそれ／＼の有力者に対して、あれを否決して両院協議会に持つて行くが、一つその際は悪しからずというふうな交渉があつたや

りません。参議院で急かして一生懸命上げておるのを、そうするとそれを向うがひつくり返すという作戦が裏にあると

か何とかといふことは、どうも私自身として甚だ心外千万なものでござい

ます。と申しますのは、御承知の通りに我々といひましたのは、財源措置がなかつて改正されはしてもやり切れんのです。やり切れませんけれども、併し参議院の全会一致の御決議というものを尊重いたしまして、これはいろいろあれに對してもう一遍修正をしても

らいたたいというふうなことを衆議院側にあつたのを全部抑えまして、政府並びに地財委までも私も抑えまして、そうしてどうぞ一つ参議院のおつしや

の通りにして下さい、併し財源措置がないことは私も困りますし、地財委は勿論論議し、地方公共団体はなお更困ることですから、それだけは何とかできるだけしてもらいたいというので、手間取つておるのでございまして、私はその意味におきまして只今のお言葉に對しては甚だ失礼でござい

ますけれども、そういうふうな不誠意な態度は、党としても、政府としてもとつておりません。十分参議院を尊重いたしまして、できんことまでやらせつつあるといふこの苦衷をお察し願ひたいと存じます。

○中田吉雄君 私の聞きましたところによると、すでに衆議院の自由党の幹部のほうから参議院のそれ／＼の有力者に対して、あれを否決して両院協議会に持つて行くが、一つその際は悪しからずというふうな交渉があつたや

りません。参議院で急かして一生懸命上げておるのを、そうするとそれを向うがひつくり返すという作戦が裏にあると

ります通り、誠心誠意を以て法案に當つておりますので、そういうような風評があつたことは私は全然聞いておりません。

○國務大臣(岡野清濤君) 只今の点に付け足しておきます。自由党の対策委員会におきましても私の説を容れてお申出されればそれを容れることになつておりますし、同時に私は、今予算委員会でも研究申しておりますから、その予算委員に對しても働きかけておりますので、私が先ほど申しましたような方向に是非突進したいというような方向になつておりますから、そういうような策動が出て来ようはずはないと私は考へております。

○委員長(西郷吉之助君) 今の中田さんの御提案になりましたことは、この点は私は委員長として單獨で再三今まで向うに言つておりますけれども、よければこの委員会の理事諸君と相共に、もう一度こちらの希望を申出てもよろしいと思ひますけれども……。

○中田吉雄君 この問題でもう一言。私はやはり二院制度で双方が独自の立場でやるべきで、かれこれ言うべき筋ではないと思ひますし、岡野大臣、西郷委員長は御努力を了としまして、これでその点では発言をやめますが、まあ併し双方が戦略的にということは言いませんが、まあ議事を促進するにはその辺の妙味は發揮しても私はいいのじやないかという点を一言して打ち切ります。

○若木勝蔵君 今私さつきすつかり聞きかたなのですが、逐條審議の何頁……。

○委員長(西郷吉之助君) この間中田

さんや若木さんが来られない前に、原案の五十六頁まで済ましたので、最初一條から丁度「第十中第二四十六條の前に次の一條を加える」といふ、そこまでを全部その間を御質疑を願ひたいと思ひます。この間若木さんは第七十條まで来られましたかね、たしかその程度だと思ひます。

○若木勝蔵君 途中少し飛ぶことになりましたが、私七十八頁の第二百八十一條の問題についてちよつと政府に伺ひたいと思ふのでありますが、これはまあ幾たびかの公聴会或いは参考人の意見を聞く機会におきまして問題になつた点でありますから、それが一部衆議院で以て修正になつた、そういうことによつて更に昨日ここでそれの半議、経緯のある人の参考意見を聞いたのでありますから、ここで非常ないろいろな御意見を伺ひまして非常に問題になる点は、すでにこの昭和二十二年ですか、二十二年におきまして特別区と云ふものを一府地方の公共団体と認めて、そしてその特別区の長は公選によつて定まつたものである。それを今回特別区の性格を變更いたしましたして、そしてその長を任命制度に切替へると、こういう原案に對して非常に問題が昨日来つたようでありまして、これが性格を變更するということになれば、これは大問題であると思ふのであります。いわゆる憲法の九十五條といふふうなものが、当然こういう重要な問題に對しては適用されなければならぬ。改めてこれをやろうとするのではなくして、すでにそういう地方公共団体であるということを認定したものをこれを變更するのでありますからし

て、この点につきましては、改めてやるよりも非常な重要性が、重要な問題があるかと思ふのであります。それをいふ、昨日も話がありました。一部分の事務の變更によつて、直ちにこれを性格を變更するといふようなふうな持つて行かなければならぬといふところの政府のお考えを伺ひたい。この点大臣から伺ひたいと思ひます。

○國務大臣(岡野清濤君) これはちよつと事務当局から詳しく申上げます。

○政府委員(鈴木俊一君) 特別区の区長の公選の問題でございますが、これは沿革的に申しますと、地方自治法が制定されましたときに初めて特別区の区長公選の制度ができたのではないのであります。要するに憲法の施行と、地方自治法の施行とは同日であつたのでありますけれども、その一つ前の昭和二十一年の九月二十七日から施行されました東京都制の改正法律、終戦後の第一回の地方制度の改正の際に、すでに特別区の区長といふものは公選制をとつたのであります。従つてそれを地方自治法は踏襲したわけでございます。そして、特に地方自治法と憲法の九十三條の規定といふものと結付けて、直ちに特別区の区長を公選にする、こういうことではなかつたのであります。一足お先に特別区の区長といふものは、民主化と言ひますか、或いはさような選挙を尊重するといふような考えから、昭和二十一年の九月からすでにさような制度ができておつたのであります。ただ選挙が實際に行われませんでしたのは、それよりも遅れておつたのでありますから、制度上はさようになつておつたわけでありまして、そう

いうわけでございます。地方自治法の施行の際の政府の提案理由といひましては、従来の東京都制の区よりも更に強い自治性を持たせ、市に関する規定を特別区に適用するといふようなことをいたして、市と特別区といふものが殆んど同格であるような扱いをいたしたのであります。併し同時に法律なり政令で特別の定めをするものを除くといふふうになつておるわけでございまして、特別区の性格に合致しないものは、市に関する規定でもこれを適用しない。こういう例外を書いておつたわけでございます。又都の條例で以て特別区について必要な規定を設けることができるということになつておるわけでございまして、この條文の説明の際には都と特別区といふものは、飽くまでも一体的な行政の処理を圖らなければならぬといふところから、都にかよふ條例による一つの統一の處理の機能を與えておるのであるといふことを説明をいたしたように考へておるのであります。従ひましてこの特別区の性格の問題でございますが、さような地方自治法の建前をとつたのでありますけれども、その後の各種の特別法におきましては、特別区の個々を一つの市と同じように見るといふ立法例よりも、やはり基本的な重要な特別法においては、二十三區、要するに特別区の区域全体を一つの市と見る、こういう見方で立法されたものが多かつたのでございまして、従つてこれらの現行法制を通じて見ますと、特別区の区長の公選が定められませんでした二十一年の九月以後、だん／＼と一体的な處理の傾向の立法が強まつて来ておる。それに今回の政

府法律案におきましては、市に関する事務といふものは現行法上は、都と特別区がいわば同格の立場において相互に處理することができるようになつておるのでありますけれども、それを特に限定列挙いたしましたものは都に参ります。それ以外のものは都が一般の市の仕事をやつて行く、かようにいたしまして、實質的に制度上と特別区との關係を轉換しておるわけでありまして、さような点からいひまして、今回の特別区の区長の公選の問題は、公選を政府のように知事の選任制或いは衆議院のように議会の選任制にいたしました。その点は憲法との關係において支障がないといふふう考へておるのであります。

○若木勝蔵君 今のいわゆる地方自治の發展とか育成とか助成とかといふふうな立場から考へますれば、むしろ特別区のようなものは、普通の市と同じような方向に取扱つて行かなければならぬのじやないか、日本が民主主義國家を建設して行くといふふうな建前からすると、ところがそれを逆は行かなければならぬといふとすれば、相當の私は實質的な理由がなければならぬと思ふのです。今の御答弁では大体そういうふうなものは、東京都といひまして、東京都自身を中心としたような方向に、法令の特別法を定めつたあるのだといふふうな、法令の整備といふような方面のお話がありましたけれども、私の聞かんとするところは東京都の行政上どうしてもこういうふうな特別区を行政区のようなほうに扱つて行かなければならぬといふ、その何か重大な理由があるのか、これを

統制的色彩の濃い自治制度の際におきましてさへも、区には議会というものの存置を認めておつたわけでございまして、このような点からいたしまして、特別区の議会を廃止するということは、やはり行過ぎであるというふうに考えたわけでございます。

○委員長（西郷吉之助君）何か御質疑
ございませんか。

○若木勝藏君 何頁にあるか、私今はずきりしないのでありますけれども、重要な項目でありますからこの点伺いたいと思うのであります。それは地方議会の定員を減らすというふうなこと、或いは回数を非常に縮減するというふうなことは、これは非常に私はいわゆる地方の行政というふうなもの、規模を縮減するように考えられるのであります。今回の政府の考え方を、各方面の法律、それから今提案されましたところの法律案によつて考えて見ますと、非常にそういうふうな傾向が強い。まあ警察法の改正にいたしましたも、或いはデモ取締法にいたしましたも、或いは地方財政委員会を廃止しようという、いわゆる自治庁設置法案にいたしましたも、先ほど聞いたところのこのいわゆる区長の任命制度、こういうふうにも一貫してそういうふうな政府のいわゆる中央集権的に一手にこれを収めて行こう、こういう傾向が非常に強いように思うのであります。が、今回のいわゆる地方議会の定員を減らすとか、或いは回数を縮減するということとは、実際ににおいてどういう理由に基いて考えられておるか、この点を伺いたいと思うのであります。

○政府委員(鈴木俊一君) 議員数の縮

おられるのかかわらず、地方議会につきましては、都道府県につきまして、市町村につきましても、今申上げた程度の議員の増員をいたしておるのをごいまして、これを国力の落ちました今日におきまして、従来の程度に戻すということは、決して無理なことではないというような考え方から、一、二割程度を縮減するという、こういう案に同意したのでございます。而もこれは地方団体に自主的に議員数を決定せしめるような案にしておるわけでございます、従来のように法律で議員数を決定して縛つてしまふ、こういうような方式でなく、自主的に決定できるようにしておるわけでございます、かような点から見て現行法よりは、より地方公共団体の自主性を増しておるといふふうにも考えられるわけでありまして、これを衆議院におきましては、そういうような議員数の縮減は適當でないという見地から、現行の法定数をそのまま残しておきまして、ただ都道府県については、條例で現在の議員数を減少することができ、こういう規定だけを入れて議員数の縮減の途を開いたわけでございます。政府といたしましては、考え方の根本において、この修正と異なるところはございませんので、これに同意をしたわけでございます。

るが、これは現行法におきましては、それから議会開催の方法であります。定例会、臨時会という開催方式をとっておるのでございますが、政府案はこれを通常会、臨時会という開催方式に変えようということであります。議会は現在の定例会制度におきまして、二月又は三月に開かれます。いわゆる

通常予算を議する定例会というのは特に長期であります。都道府県ならば三十日前後でありますし、五大都市等では二十日前後、一般の市町村でも通常の議会よりも長い、一週間なり十日なりが普通であります。ところがそれ以外の臨時案件を議する定例会というのは、一日なり二日なり数日で終るというのが通例であります。ですから

といふように分ける政府案は、二つの方法であると考えておるのでございませうけれども、併し現在の定例会、臨時会という方式が絶対に不適当であるといふふうにも考えないわけではございまして、政府といはしたしては、現行の建前を更に継続をして行つては、併しながら定例会の回数を実情に即して四回にするといふ衆議院の案に、さうな

○若木勝藏君　今の御答弁で政府の意図がわかりましたけれども、結局は御答弁にあつたように、政府としては今の国力の落ちた現在においては、やはり地方の議会或いは地方行政の規模と、こういうものを縮小して行つたほうがよい、こういうふうな考え方に立たれたたように聞きとつたのでありますが、ここに非常な政府の考え方の誤まりがあつたのではないか、この問題に関しましては、結局地方の市町村或いは都道府県、挙げてこれは政府の原案に対して反対しておる。非常な政府の地方行政に対するところの見通しが誤まりが持つておつた。こういうようなことが反省されなければならぬと思うのであります。その点につきまして先ず衆議院においてもその点を考え、そうして修正案を出されたのであります、やはりども、我々といひましたしては、やはり修正案以上に、現行法通りに行くべきが至当であると、こういうふうに考へるのであります。これに関連いたしましてやはりこの地方行政の規模の縮小というふうなことになるのであります。結局都道府県におけるところの部局というふうなものについて、これを政府から言われれば、行政の簡素化というふうな方面から必ずこうでなけ

ればならないという立案が出て来たの
ではないかと思ひますけれども、それ
に対する政府の考えを承わりたい。
○政府委員(鈴木俊一君) 部局の問題
につきましても現在この必置部と任意
設置部という二つの方式で、必ず置か
なければならぬ部として六つの部を
法定いたし、更に任意的に置き得る部
として六種類の部を規定いたしてお
るのであります。かような方式に對し
ては、各都道府県において如何なる部
局を置くかということは、それ〴〵條
例でこれを定めるという、かような自
主的な建前にこれを切替えておるわけ
であります。かようにいたしましたら
は、御指摘のごとく行政簡素化とい
う一つの考え方に出發するわけであ
ります。これは政府といたしましては、先
ほど申し上げました地方議會、地方の
中心の機關の一つであるところの地方議
會のみならずが範を示してもらつて、行
政の簡素化になつてもらふ、又執行部
局におきましてもさような見地で、で
きるだけこれを簡素化してもらふ、又
委員會等におきましても、委員の數等
を若干減少いたしまして、支障のない
限り全体の地方自治運営の仕組を合理
性を失ふない限度において、又民主化
の原則に反しない限度において、でき
るだけ圧縮された簡素な形で而も能率
的な方式に持つて行く、かような見地
で立案をいたしたわけでありませう。
併しなからこれは政府が独自に立案をし
たと申しますよりも、その根本には
地方行政調査委員會の勧告があるの
であります。御指摘の部局の問題につ
きましても、神戸委員會の勧告におい
ては、道府県の部局は四部乃至六部と

いうふうに法定をするように勧告をい
たしております。これはやはり現状か
ら考へまして、余りにも急激な改革
であるというふうな考へ方からいたし
まして、人口の段階を区分いたしまし
て一番人口の少い百万未満の府県は
四部、百万以上二百五十万未満の府県
では六部、二百五十万以上の府県では
七部、道は八部、都は八局、かような
ふうに段階を設けまして、神戸委員會
の案よりは緩和したものを標準の部局
として法定したのであります。これ
につきましても、衆議院では二百五十
万以上の府県については、更に建築部
を一つ加えて八部にいたしました。道
も八部に對して建築部を加えました。九
部にいたしました。東京には更に港灣
局、主税局というのを加えました。全
体で十局に修正をされたのでありま
す。政府は行政の簡素化の線に沿つて
おります。原案について、若干の緩和
の修正を加えられたわけでありませ
うが、根本の方針には影響を來たしませ
ないので、これ同意をいたした次第であ
ります。

○若木勝藏君 この問題も實際におき
まして、私の聞き及んだ事柄からしま
して、地方の部局というふうなものに
對する政府の考へ方は、非常に地方の
実情に合はなかつた。たゞ今衆議院で以
て、道府県におけるところの二百五十
万以上の府県に對しましては建築部を
置いた、かような考へ方は非常に
私は全く政府のいふゆる考へ方の欠陥
を指摘して實際に即したところの修正
であると思つておりますが、か
ういふところにもたゞ單に行政の簡素化で
あるとか何とかいふ立場からのみ、い
ふゆるきまり文句でやつて行くといふ

ことについては、相當今後においても
政府として考へなければならぬ。こ
ういふふうに思ふのであります。
次に伺ひたいところは、都道府
県におけるところの事務が別表で以て
ずつと載つておるのであります。が、
これは何と申しますか、固有事務と
言ひますか、或いは委任事務と言ひま
すか、さういふような方面を區別され
て挙げられておるものと思つてあり
ますが、これについて先般地方行政の
一部を改正する法律で、その点を、地
方におけるところの事務を明らかにした
うであります。が、あれとはどうい
うふうな関連を持つておるか、それを
伺ひたいのであります。

○政府委員(鈴木俊一君) ちよつと只
今お尋ねの地方行政に關する法律とい
うのは何でございませうか。
○若木勝藏君 地方財政法の一部改正
でございませう。
○政府委員(鈴木俊一君) この地方自
治法の改正法律案の別表に規定をいた
しましたものは、いふゆる必要事務と
申します。都道府県なり市町村なり或
いは町村なりが処理しなければならぬ
事務というものを列挙したのでありま
す。なおそのほかに都道府県知事であ
りますと、或いは市町村長でありま
すとか、各種の委員會でありますとか
が、いふゆる委任を受けて処理しな
ければならぬ事務、強制的な機關委
任の事務というふうなものを列挙した
わけでございます。かような事務は地
方財政法の関係におきましては、國、
都道府県、市町村というふうな地方公
共団本自体の事務並びに地方公共団
体の機關が処理いたしますところの
事務、かういふものの経費は、当該地
方公共団体が負担するというのを地方
財政法のまあ大原則にしておるわけ
でございます。それに對する例外と
いたしまして四項目並べておるわけ
でございます。例へば災害に關する経費
でありますとか、或いは特に奨励補助
的な性質を有する経費でありますとか
というふうなものは特に列記いたしま
して、これは國がその全部又は一部を
負担すると、かういふふうに規定を
しておるわけでありませう。さうに特
に地方財政法の中に列記されておるま
する國が全部又は一部負担する事務以
外のものは、都道府県なり市町村がや
りますもの、又その機關がやります
もの、全部当該地方公共団体の負担と
する。その負担を平衡交付金によつて
足らんとする調整をして行く。かう
いうのが地方財政法の改正案の建前で
あります。この地方自治法におきまし
ては、現在の都道府県が処理いたしま
する事務の中で、いふゆる必要事務、
強制事務と言ひます。任意的に処理
できない、必ず処理しなければならぬ
事務、或いは処理の仕方が強制され
ておる事務、さういふものを列挙した
わけでございます。そのほかのもの
がいわば本當に自主性のある事務でござ
いまして、これはいわば國から委任を
されたような形の事務であるのであり
ます。それを明確にいたしまして、將
來できるだけのこの種の事務を縮減を
して行く、又この種の事務の処理方法
を法律なり或いはそれに基く政令等によ
つて拘束するということをするだけ
少くして行くかういふことを狙つてお
るわけでございます。これは先ほど來
申上げました地方行政調査委員會の
勧告におきましても、事務の配分につ

きまして勧告をいたしております、
國の委任する事務と、機關委任の事務
と、さうでない事務との間の分界を明
らかにいたしますと共に、國が処理
する事務と地方公共団体が処理する事務
を明確にするように勧告をしておるわ
けでございます。本来ならば各都道府
県、市町村、國との間に公正な事務配
分を行へべきでございませうが、それが
今直ちに行いがたいので、一応現状の
配分を掲げたのでございませうが、將來
これができるだけは正して適當な配分
にして行くかういふ考へ方でありま
す。

○若木勝藏君 將來整理するといふ
うなお話であります。これはその手
続なり或いは計画なりについてはどう
いうふうになつておりますか。
○政府委員(鈴木俊一君) この事務の
配分につきましては、地方制度調査會
設置法案を今國會に政府提案をいたし
ておりますが、ここにございましては
はり全体の見地から如何に地方の行政
事務を配分するか、又國との関係にお
いて調整を加えるかというのを検討
して頂き、その結論に従つて逐次処理
をして参りたいというふうに考へてお
ります。

○若木勝藏君 私の質問は大体かうい
うふうな点であります。
○委員長(西郷吉之助君) 他に御発言
ございませうか。
○館長(二君) 二百八十一條の二の衆議
院の修正案について政府の見解をお尋
ねしたいのですが、この衆議院の修正
案では「特別区の議會が都知事の同意
を得てこれを選任する」という文句に
なつております。この手続はどうなる
のですか。

○政府委員(鈴木俊一君) これは特別区の議会が選任権を持つような修正であるわけでございます。ただ特別区の議会が選任する場合に都知事の同意を必要とする、こういうことになつておるわけでありまして、そこでこの修正からいたしますと、先ず特別区が候補者を定めて、その候補者を定めるに当りましては、選挙でありますとか、いわゆる推薦決定というふうな方式或いは議決というふうな方式があると思ひますが、さういふ方法によつて特別区の議会が区長とする候補者をきめまして、そのきめた候補者について、これは一人でも数人でもいいと思ひますが、その候補者について区長に任命することについての同意を都知事に求められるということになる思ふのであります。都知事は一人言つて来た場合にはそれに同意を與える、或いは数人言つて来た場合にはそのうちの一人に同意を與えるということになりますれば、その同意を得た者を改めて区議会が議決によつて区長に選任する、こういう区議会にいたしましては二段の手続を必要とすることになると思ふのであります。

○政府委員(鈴木俊一君) 自治体の首長を選びます方法として直接選挙によるか、間接選挙によるかということは一利一害であると思ひます。アメリカにおきましても両方の方式が共に行われておるわけでありまして、まあ直接選挙のほうが強い首長を得られるといふのが、一般の行政学者の意見として通つておるようでありまして、そういう意味では直接選挙が一つの行き方でございますが、従つて東京の場合におきましては、いわゆる一つの首長の地位を持つておるこの都知事の選任について、さういふ意味で直接選挙といふことは一つの方式であると思ひます。特別区の場合にその区長を公選にすること、この一つの間接選挙と申しますか、議会が選任の主体になるといふこととの利害得失でございますが、直接選挙にはよき面も無論あるでございまいやうが、即ちその地位が議

得るか、いわゆるインシアティブに違ひますけれども、いずれの場合でも一方の意思では決定できないのでありまして、必ず相手方の同意を得ることが効力の発生要件でございますから、そういう意味ではやはり一方の意思といふものは調整をされて、知事と議会との間の意思が一致したもののみが区長になるという結果になると思ふのであります。そういう意味で又議会の間接選挙といふことになりまして、議会に区長がいわれる首長つてを握られると言ひますが、さういふようになりまると言ひますが、さういふ意味では弱

れがありますけれども、今日はこの程度にいたしまして、この消防法改正の提案理由を聞いて、大体もう各委員も疲れているからして……。

○委員長(西郷吉之助君) 今御承知のように消防法の一部改正と、消防組織法の一部改正、それと小さいほうでは地方制度調査会設置法案、これがありまして、これらはこの地方自治法が済めば直ちに提案理由の説明を聞いて質疑に入りたいと思ひますが、今日は提案者に連絡してございませんで、今日はちよつとむずかしいと思ひますから大体御質疑がなければ今日はこの程度にいたしたいと思ひます。それでは本日はこの程度で散会いたします。

午後三時四十五分散会

○政府委員(鈴木俊一君) 自治体の首長を選びます方法として直接選挙によるか、間接選挙によるかということは一利一害であると思ひます。アメリカにおきましても両方の方式が共に行われておるわけでありまして、まあ直接選挙のほうが強い首長を得られるといふのが、一般の行政学者の意見として通つておるようでありまして、そういう意味では直接選挙が一つの行き方でございますが、従つて東京の場合におきましては、いわゆる一つの首長の地位を持つておるこの都知事の選任について、さういふ意味で直接選挙といふことは一つの方式であると思ひます。特別区の場合にその区長を公選にすること、この一つの間接選挙と申しますか、議会が選任の主体になるといふこととの利害得失でございますが、直接選挙にはよき面も無論あるでございまいやうが、即ちその地位が議

会から独立して強いという点においては、確かにさういふ長所はございませうけれども、半面実際の終戦後のかような制度の運用を見ますと、やはり議会の間に必要以上にいる、摩摺が起きているという面もなくなはないと思ふのであります。この政府原案の知事が特別区の議会の同意を得て選任するといふのと、特別区の議会が知事の同意を得て選ぶというのでは余り根本的に違ふという結果にはならぬのでないかといふふうに考へるものであります。と申しますのは、知事が先ず候補者を出して議会の同意を得るか、或いは議会が候補者を出して知事の同意を

○政府委員(鈴木俊一君) 形から申しますと、全く逆転をしたように見えますが、併しいずれにしても都と区の両方の意思が合致したもののみが区長になるという選任方法でございませうので、その点においては変りがないわけでありまして、さういふ意味で現在の方式よりも、このほうが都区一体の行政処理には裨益するところが多いであらうといふふうに考へるわけでありませう。

○委員長(西郷吉之助君) ほかに御質疑ございませんか。

○若木勝蔵君 議事進行について。まだ中田君も質問したいというふうなあれがありますけれども、今日はこの程度にいたしまして、この消防法改正の提案理由を聞いて、大体もう各委員も疲れているからして……。

○委員長(西郷吉之助君) 今御承知のように消防法の一部改正と、消防組織法の一部改正、それと小さいほうでは地方制度調査会設置法案、これがありまして、これらはこの地方自治法が済めば直ちに提案理由の説明を聞いて質疑に入りたいと思ひますが、今日は提案者に連絡してございませんで、今日はちよつとむずかしいと思ひますから大体御質疑がなければ今日はこの程度にいたしたいと思ひます。それでは本日はこの程度で散会いたします。

午後三時四十五分散会

○政府委員(鈴木俊一君) 自治体の首長を選びます方法として直接選挙によるか、間接選挙によるかということは一利一害であると思ひます。アメリカにおきましても両方の方式が共に行われておるわけでありまして、まあ直接選挙のほうが強い首長を得られるといふのが、一般の行政学者の意見として通つておるようでありまして、そういう意味では直接選挙が一つの行き方でございますが、従つて東京の場合におきましては、いわゆる一つの首長の地位を持つておるこの都知事の選任について、さういふ意味で直接選挙といふことは一つの方式であると思ひます。特別区の場合にその区長を公選にすること、この一つの間接選挙と申しますか、議会が選任の主体になるといふこととの利害得失でございますが、直接選挙にはよき面も無論あるでございまいやうが、即ちその地位が議

会から独立して強いという点においては、確かにさういふ長所はございませうけれども、半面実際の終戦後のかような制度の運用を見ますと、やはり議会の間に必要以上にいる、摩摺が起きているという面もなくなはないと思ふのであります。この政府原案の知事が特別区の議会の同意を得て選任するといふのと、特別区の議会が知事の同意を得て選ぶというのでは余り根本的に違ふという結果にはならぬのでないかといふふうに考へるものであります。と申しますのは、知事が先ず候補者を出して議会の同意を得るか、或いは議会が候補者を出して知事の同意を

○政府委員(鈴木俊一君) 形から申しますと、全く逆転をしたように見えますが、併しいずれにしても都と区の両方の意思が合致したもののみが区長になるという選任方法でございませうので、その点においては変りがないわけでありまして、さういふ意味で現在の方式よりも、このほうが都区一体の行政処理には裨益するところが多いであらうといふふうに考へるわけでありませう。

○委員長(西郷吉之助君) ほかに御質疑ございませんか。

○若木勝蔵君 議事進行について。まだ中田君も質問したいというふうなあれがありますけれども、今日はこの程度にいたしまして、この消防法改正の提案理由を聞いて、大体もう各委員も疲れているからして……。

○委員長(西郷吉之助君) 今御承知のように消防法の一部改正と、消防組織法の一部改正、それと小さいほうでは地方制度調査会設置法案、これがありまして、これらはこの地方自治法が済めば直ちに提案理由の説明を聞いて質疑に入りたいと思ひますが、今日は提案者に連絡してございませんで、今日はちよつとむずかしいと思ひますから大体御質疑がなければ今日はこの程度にいたしたいと思ひます。それでは本日はこの程度で散会いたします。

午後三時四十五分散会